

平成21年10月2日

阿南市長 岩 浅 嘉 仁 殿

阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会  
会長 近 藤 光 男

阿南市公共下水道の下水道使用料金について（答申）

平成21年1月26日付阿南下第95号で諮問のありました「阿南市公共下水道事業の使用料」につきまして、下記のとおり答申いたします。

記

下水道は、市民が健康で快適な生活を営んでいくための重要な都市施設であり、市の発展に欠くことのできない基盤施設として、その整備が求められるものです。一方、下水道の整備は、長期間にわたって多額の費用を伴うものであり、事業の実施においては、ライフラインとしての適正な維持管理及び安定した経営が重要となっています。

下水道事業において、下水道使用料は貴重な財源となりますので、この算定においては、市民負担の妥当性及び市の財政事情を勘案する必要があります。

このような観点から、当審議会において下水道使用料について審議を重ねた結果、ここに一定の結論を得ましたので、答申します。

今後の下水道使用料の設定に当たっては、本答申の趣旨を踏まえ、決定されるよう望みます。

## <結論>

### 1. 使用料金の水準について

#### (1) 1 m<sup>3</sup>当たりの使用料金の平均単価

総務省の通知のとおり、使用料金の平均単価の下限を1 m<sup>3</sup>当たり消費税込みで150円とし、上限を1 m<sup>3</sup>当たり185円程度にすることが適当です。

但し、この範囲の中で、できる限り安価な設定が望まれます。

#### (2) 20 m<sup>3</sup>当たりの使用料金

近隣市町の使用料水準及び総務省の通知を検討し、1箇月の使用水量20 m<sup>3</sup>当たりの一般家庭用使用料金を3,000円程度にすることが適当です。

### 2. 使用料金の体系について

料金の体系は、水道料金と同様に、排除する汚水量にかかわらず賦課する「基本使用料」及び排除する汚水量に応じて単価を算定する「従量制」を併置し、排除する汚水量の増加に応じて単価を高くする「累進制」を従量制に加味した使用料金体系とすることが適当です。

### 3. 使用料金の水量区分について

料金表の水量区分は、水道料金との整合性を保つとともに、市民に分かりやすいという観点から、水道料金と水量区分を統一することが適当です。

### 4. 井戸水等の水道以外の使用水量について

下水道使用料算定の対象となる汚水量は、水道の使用水量を原則としますが、井戸水等水道水以外の使用がある場合には、その水量を汚水量とするなどの措置が必要です。

### 5. 接続率の向上のために

下水道は、住民が接続して初めてその機能を発揮するものであり、接続数の多寡が経営に大きく影響することから、助成制度等の接続促進策を積極的に講じて接続率を上げることが必要です。

特に、阿南市は、新たに下水道を供用開始するため、供用開始以前から、接続率向上のための施策を積極的に展開することを望みます。

## <検討の経過>

### 1. 下水道使用料金の水準について

#### 1) 下水道使用料金の算定期間について

下水道使用料金は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれますが、あまりに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことにもなります。したがって、一般的には3年から5年程度が適当であるとされています。このようなことから、今回の審議会においては、算定期間を5年とします。

#### 2) 下水道使用料金の対象経費の考え方について

汚水処理に係る維持管理費及び資本費が使用料対象経費となりますが、一般会計繰出基準により公費負担が認められている経費は、使用料対象経費から控除します。

#### 3) 下水道使用料金の水準について

下水道事業は、公営企業なので、独立採算制の観点から使用料対象経費の全額を下水道使用料金で賄うことが原則ですが、同使用料金が著しく高額となるなどの事情がある場合には、過渡的に同使用料金の対象とする資本費の範囲を限定することが適当であるとされています。したがって、下水道使用料金の水準を決める際には、「国からの提言」、「今後の収支予測」、「近隣市町村における下水道使用料金水準」を考慮し、住民負担に対する妥当性を検討して、総合的に判断する必要があります。

まず、「国からの提言」として、総務省は「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の報告書（平成18年3月総務省自治財政局）のなかで、「現在の使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは使用料単価を150円/m<sup>3</sup>（家庭使用料金3,000円/20m<sup>3</sup>）に引き上げること。」として下水道使用料金の適正化を促しており、また、「平成21年度地方財政の運営について」（平成21年4月総務事務次官通達）においては、高資本費対策として、交付税措置を受けるための条件の1つに、「下水道使用料金単価が150円/m<sup>3</sup>以上」があり、料金設定の際に考慮する必要があります。

そして、「今後の収支予測」については、5年後及び30年後までの収支予測を検討しました。

また、「近隣市町村における下水道使用料金水準」については、あまり安く設定しているところはなく、国からの提言にある1m<sup>3</sup>当たりの使用料金及び1箇月当たり20m<sup>3</sup>の使用料金についても国の提言に近いものとなっております。

このようなことから、阿南市の使用料金の平均単価の下限を1m<sup>3</sup>当たり消費税込みで150円、上限を合併浄化槽の維持管理費である1m<sup>3</sup>当たり185円程度とし、1箇月の使用水量20m<sup>3</sup>当たり3,000円程度にすることが望まれます。

なお、今回の使用料金の平均単価の試算結果については、国からの提言及び、収支予

測に基づき算定したものであるので、供用開始後の事業の状況によっては、使用料金を見直す必要があります。

## 2. 使用料金体系の検討

前述のとおり、経営の安定を確保する観点並びに全国及び徳島県内の市町村の状況を勘案して、水道料金と同様に、基本使用料に、排除する汚水量に応じて使用料金を徴収する「従量使用料」を併置し、排除する汚水量の増加に応じて単価が高くなる「累進制」を「従量使用料」に加味する体系を採用します。

## 3. 水量区分の設定について

下水道使用料金における水量区分については、水道と統一した方が、料金徴収等事務処理がしやすく、市民にも分かりやすいので、水道料金の水量区分と同一にします。

## 4. 井戸水等の水道以外の使用水量について

使用料金算定の対象となる汚水量は、水道の使用水量により計算することが一般的であり、これを原則とします。井戸水等水道以外の使用がある場合は、その水量を汚水量とするなどの措置が必要です。

## 5. 接続率の向上について

下水道は、地域の公衆衛生の向上や生活環境の改善、及び公共用水域の水質保全に寄与するものであります。

一般的に言われている下水道整備の基本目的とは、街の隅々まで水道で運ばれた水が、そこで使われ汚水となり、その汚水は下水道にすべて集められ、きれいな水にして川や海に戻してやることにあります。

下水道法では、供用開始区域内においては、原則として、下水道に連結する排水設備の設置等が義務付けられています。しかしながら、接続率（水洗化率）は全国的に見ると、平成18年度末現在で92.2%となっています。都市規模別で見ると小規模な市町村ほど接続率が低い傾向が見られ、また、一般的には接続率は、供用開始後の年数が経過するにつれて上昇していく傾向にありますが、接続率の低い状況にある市町村も見られ、接続の促進は依然として重要な課題となっています。

未接続が多いと下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営問題、接続・未接続者間の使用料金負担の不公平等、無視し得ない多くの問題が生ずるため、早急に改善しなければならない課題です。

従って、阿南市においても、接続向上のための助成制度等を含む施策を積極的に展開すべきと考えます。

以 上